

法第16条第1項に基づく汚染土壌の区域外搬出届出書に必要な書類

書類は2部（正本・副本）提出してください。
図面は、方位がわかるように記入してください。

		注意点	チェック欄
1	周辺地図	事業所の周辺状況が分かるもの。	
2	汚染土壌の場所を明らかにした要措置区域等の図面 (規則第61条第2項第1号)	搬出しようとする汚染土壌がある区画及びその深度ごとの汚染状況が分かるようにする。 また、要措置区域等外へ搬出する汚染土壌の土量集計表を添付する。	
	汚染土壌の運搬方法	下記 を参考に記載する。	
3-1	運搬フロー	要措置区域等から汚染土壌処理施設までの汚染土壌の流れをフローで示す。 把握している場合は二次処理施設まで記載する。	
3-2	飛散等防止、生活環境の保全等に関する措置	汚染土壌の積み込み時における飛散等の防止や運搬に伴う悪臭、騒音又は振動などの生活環境の保全等に関する措置について記載する。	
3-3	緊急時の対応	運搬中の事故等に係る緊急時のマニュアル及び緊急連絡体制表を添付する。	
3-4	自動車等及び運搬容器の構造 (規則第61条第2項第4号)	自動車等の種類ごとに汚染土壌の飛散等を防止できる構造であるか確認できる書類を添付する。 運搬容器を使用する場合は、その仕様が分かる資料を添付する。 また、自動車等への表示方法について、記載する。	
3-5	【積替え及び保管を行う場合】 積替え及び保管施設に係る書類 (規則第61条第2項第5号)	積替え及び保管施設における構造図及び写真を添付する。 なお、複数の積替え及び保管施設を経由する場合には各々添付する。	
4	自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先の一覧表	自動車等の使用者の氏名又は名称、連絡先、車体の形状、飛散防止構造等を一覧表で示す。	
5	使用予定の管理票の写し（規則第61条第2項第3号）	使用前に確定する項目をすべて記載したものを添付する。 汚染土壌処理施設が異なる場合にはそれぞれ管理票の写しを添付する。	
6	汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託したことを証する書類（規則第61条第2項第6号イ）	汚染土壌の処理を委託した汚染土壌処理業者との間で交わした契約書等の写しを添付する。なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出する場合にはそれぞれ添付する。 搬出土量や契約期間が計画と相違がないか確認する。	
7	汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設に関する許可証の写し（規則第61条第2項第6号ロ）	汚染土壌の処理を行う汚染土壌処理施設の許可証の写しを添付する。 なお、複数の汚染土壌処理施設へ搬出を行う場合にはそれぞれ添付する。	